

「道産建築材利用支援事業」の募集について

1 事業の目的・内容

北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「道産木材」という。）の非住宅建築物での利用促進を図るため、道産木材を利用して建築物の新築・改築を行う建築事業者に対し、木材の種類・利用量に応じて助成します。

2 事業の要件

… 詳しくは「道産建築材利用支援事業取扱要領」参照

以下の要件を全て満たす場合に応募することができます。

（※応募内容を審査し交付対象者を決定しますので、応募しても交付を受けられない場合があります。）

<事業の完了期限等>

① 1次募集

令和4年11月30日までに補助対象となる木材が納品され、令和4年12月31日までに木工事が完成し、道木連に実績報告を行うことができること。

② 2次募集

令和4年12月31日までに補助対象となる木材が納品され、令和5年1月31日までに木工事が完成し、道木連に実績報告を行うことができること。

<交付の対象とする工事>

令和4年4月1日以降に工事に着手し、令和5年1月31日までに木工事が完成する建築物であること。

なお、「工事に着手」とは、工事請負契約を締結した時点を原則とするが、令和4年3月31日以前に工事契約を締結している場合であっても、令和4年4月1日以降に、使用する道産木材を購入している場合は、道産木材の購入日を工事着手日とすることができる。

<補助対象者>

① 道産木材を利用した建築物を施工する建築事業者

② 道産木材活用宣言を行った建築事業者

<補助対象となる建築物>

① 道内で建設された民間の建築物（**非住宅に限る**）であること。

（建築主が国・道・市町村に該当しない建築物）

② 建築物の施工に必要な木材利用量全体の30%以上に道産木材を利用すること。

③ 道産木材を補助対象とした国費を財源とする補助を受けていないこと。

④ 内外装工事のみを対象とする場合は、100㎡以上に道産木材を利用した建築物。

⑤ 使用する木材は、合法木材または森林認証材であること。

⑥ 主要構造部に用いる木材は日本農林規格（JAS）の格付けを受けた含水率20%以下の乾燥材であること。

⑦ 施主の同意が得られていること。

<普及啓発等への協力>

① 道産木材活用宣言書を道ホームページに公表すること。

② 道が作成する普及用資料への情報提供及び掲載すること。

③ 道が実施する「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度を活用し、道産木材を活用した建築物の魅力発信

3 事業の優先採択事項

… 詳しくは「道産建築材利用支援事業審査要領」参照

以下の優先採択事項に沿って評価された建築物を優先的に助成の対象とします。

優先採択事項	非住宅
① 道産木材の利用量の多い建築物	○
② 道産木材の利用率が高い建築物	○
③ 木材加工に関する先進技術を活用した構造部材を使用した建築物	○
④ FSC、SGEC等の森林認証材（道産木材）を使用した建築物	○
⑤ 道産木材のPR効果が高い取組を実施する建築物（見学会の実施等）	○
⑥ 道産木材の波及効果の高い建築物（不特定多数の人の見学等）	○
⑦ 道産木材の展示効果の高い建築物（完成後も木材の利用状況がわかる等）	○
⑧ 早期に工事が完了する建築物	○
⑨ 「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度の活用	○



4 補助対象及び交付金額

補助対象とする木材は次の区分のとおりです。
 交付金額は利用量に補助単価を乗じた金額（千円未満切り捨て）の合計とします。ただし、一棟につき200万円を上限とし、一事業費は15万円以上とします。

○構造材及び造作材等

区分	補助単価
・日本農林規格（JAS）の格付けを受けた直交集成板（CLT）	107,200円/m ³
・（地独）北海道立総合研究機構林産試験場が開発し、北海道木材産業協同組合連合会が商標登録しているコアドライ木材製品	82,200円/m ³
・強度等級E120以上の集成材	
・その他の道産木材（上記及び内外装材以外の木材）	13,200円/m ³

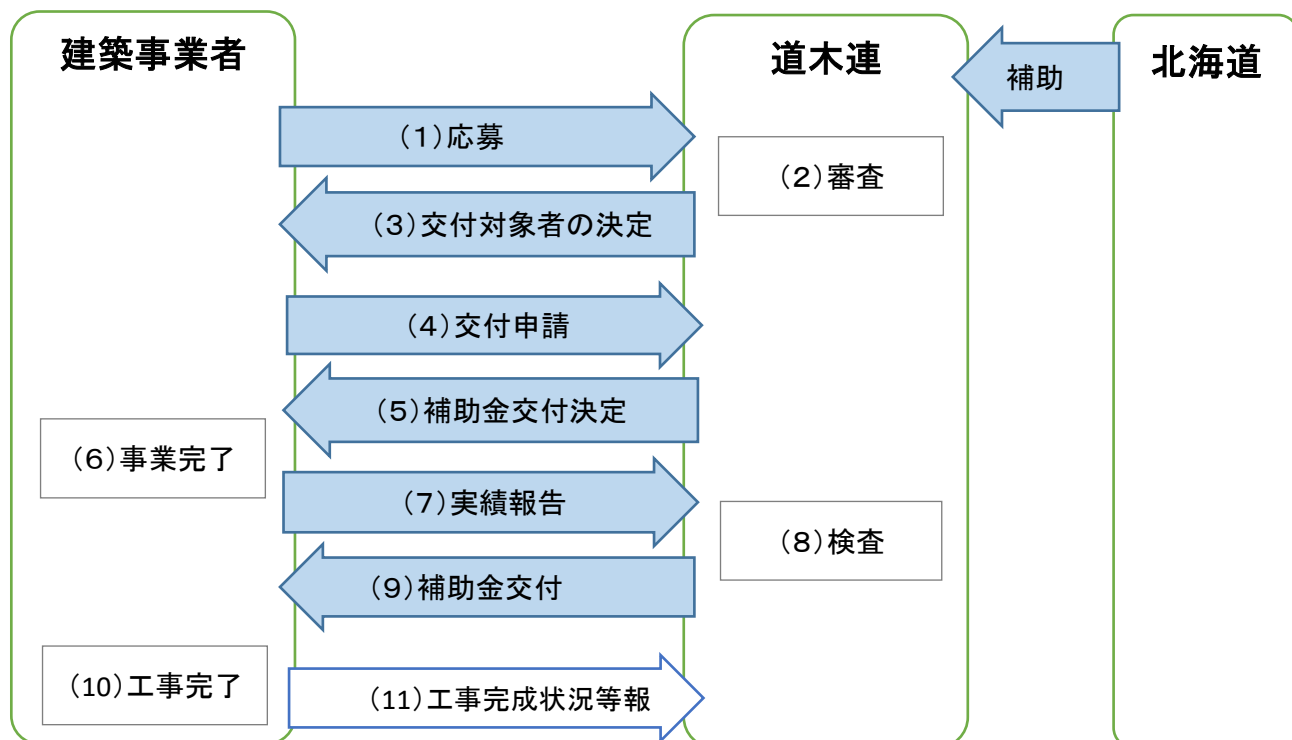
○内外装材

区分	補助単価
・内外装材	1,600円/m ²

5 予算額

2,800万円

6 手続きの流れ



※道木連：
 北海道木材産業協同組合連合会の略称



7 必要な書類

応募時 (6手続きの流れの「(1)応募」に必要な書類)

	書類名	様式番号
①	道産建築材利用支援事業に係る補助金交付申込書	別記 第1号様式
②	道産木材活用宣言書	別記 第2号様式
③	申込同意書	別記 第3号様式
④	工事契約書の写し	※契約前の場合は契約後提出
⑤	補助金交付申込み時点の「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録届関係様式の写し	※登録申請予定者は提出

交付申請時 (6手続きの流れの「(4)交付申請」に必要な書類)

	書類名	様式番号
①	道産建築材利用支援事業交付申請書	別記 第6号様式
②	製材等木拾い表(計画)	別記 第7号様式その1
③	内外装材木拾い表(計画)	別記 第7号様式その2
④	設計書・図面・仕様書等道産木材の使用箇所がわかるもの	

実績報告時 (6手続きの流れの「(7)実績報告」に必要な書類)

	書類名	様式番号
①	道産建築材利用支援事業実績報告書	別記 第9号様式
②	納品書	
③	産地証明・合法証明	
④	JAS製品の証明	
⑤	木材の納品状況が確認できる写真	
⑥	木材の入手経路が分かる交付対象要件の入ったフロー図等	

工事完了後 (6手続きの流れの「(11)工事完成状況報告」に必要な書類)

	書類名	様式番号
①	道産建築材利用支援事業工事完成状況報告書	別記 第11号様式
②	道産木材の利用状況の分かる写真	
③	PR等の実施状況がわかるもの(応募時にPRをする計画となっていた場合)	
④	「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録届出の写し (交付申請時に登録制度の活用を計画していた場合)	

※様式は下記アドレスからダウンロードできます。

<http://www.woodplaza.or.jp/>

8 募集期間

- ・第1回目の募集期間は令和4年5月23日(月)～6月10日(金)とします。
- ・第2回目の募集期間は8月以降とします。
募集期間は道木連のホームページ(ウッドプラザ北海道)上で告知します。

9 選定結果の通知

- ・選定結果については、採択、不採択いずれの場合においても、応募者に通知いたします。通知の時期については、募集期間の最終日からおおむね2週間後を予定しております。

<p>応募方法 メール、FAXまたは郵送でご応募ください</p> <p>※行き違い等を防ぐため、応募の際は電話でのご連絡もお願いいたします。</p> <p>mail : doumokuren@woodplaza.or.jp fax : 011-251-0684 住所 : 〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 林業会館3階 北海道木材産業協同組合連合会 宛</p>	<p>事業内容についての問い合わせ先</p> <p>北海道木材産業協同組合連合会 電話 : 011-251-0683 担当 : 苗加(ノウカ)</p>
--	---